

2012年1月

『スリー スターズ』

無配当積立利率変動型一時払年金保険(米ドル建・ユーロ建・円建)

ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
(旧エイアイジー・スター生命保険株式会社)

本資料をご覧ください際の留意事項

旧エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下、旧スター生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧AIGエジソン生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧スター生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧スター生命専用ダイヤル)



0120-887-987

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)  
携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

AIGスター生命の定額個人年金保険

# スリー スターズ Three Stars

ご契約の際には「特に重要な事項のお知らせ」「個人情報に関する重要事項」  
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「特に重要な事項のお知らせ」「個人情報に関する重要事項」  
「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保存してください。

### 「特に重要な事項のお知らせ」記載事項例

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について
- 職業などの告知義務について
- 給付金をお支払いできない場合
- 解約と解約返戻金について

### 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとAIGスター生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約申込みに対して、AIGスター生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、生命保険募集人の身分、権限などにつきまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター 0120-887-987  
【お問合せ時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00（年末年始および祝祭日を除く）

### 生命保険契約者保護機構について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。AIGスター生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず、無配当積立利率変動型一時払年金保険（米ドル建・ユーロ建・円建）販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

ご契約いただいた個人年金保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

（お問合せ、ご照会は）

■募集代理店

（ご契約後のご照会は）

■引受保険会社

**AIG** **AIGスター生命**  
エイアイジー・スター生命保険株式会社

A Member of American International Group, Inc.

〒104-6231 東京都中央区晴海1-8-12 トリトンスクエアZ www.aigstar-life.co.jp

ファイナンシャルサービスセンター ☎ 0120-887-987

●オペレーター受付時間：月曜日～金曜日（祝日および12月31日～1月3日を除きます。）  
9時～18時

●自動音声／ファックスサービス受付時間：24時間365日

登録番号（AIGスター-A-05-383.2005.4）PE MC10301



無配当積立利率変動型一時払年金保険（米ドル建・ユーロ建・円建）

募集代理店

引受保険会社

**AIG** **AIGスター生命**

# 夢の入口に立つということ

豊かな生活を思い描いたときに必要とされること  
それは具体的な準備の一步を踏み出すことです。  
そこから、夢の扉が開きます。



**AIGスター生命** がおくる

「スリー スターズ」

豊かな生活を実現するための、

さまざまな機能がちりばめられています。

着実に未来を築くことをご提案いたします。

## C o n t e n t s

AIGスター生命のスリー スターズ	1
商品概要Ⅰ	3
商品概要Ⅱ	5
自在性	7
年金受取	9
保障機能	10
円でのお受取り	11
諸費用・解約	12
税務・各種お取扱い	13

外貨建定額個人年金保険として



ライフプランを彩るさまざまな夢。その実現への  
ポジティブなアプローチの手法として、外貨建の  
運用プランをご用意しました。

円建定額個人年金保険として



ライフプランの礎となる年金資産への着実な  
アプローチの手法として、円建での運用プランを  
ご用意しました。

円建定額個人年金保険  
+  
外貨建定額個人年金保険として



ライフプランを大きな視点でとらえたときに、必然  
化する総合的な資産形成。豊かな未来を着実かつ  
ポジティブに築くための手法として、円と外貨を  
組み合わせた運用プランをご用意しました。  
通貨は円・USDドル・ユーロをご用意しました。

あなたの夢は、どのタイプで実現しますか？

# 円または外貨で運用できる定額個人年金保険です。

AIGスター生命の定額個人年金保険

## スリー スターズ Three Stars

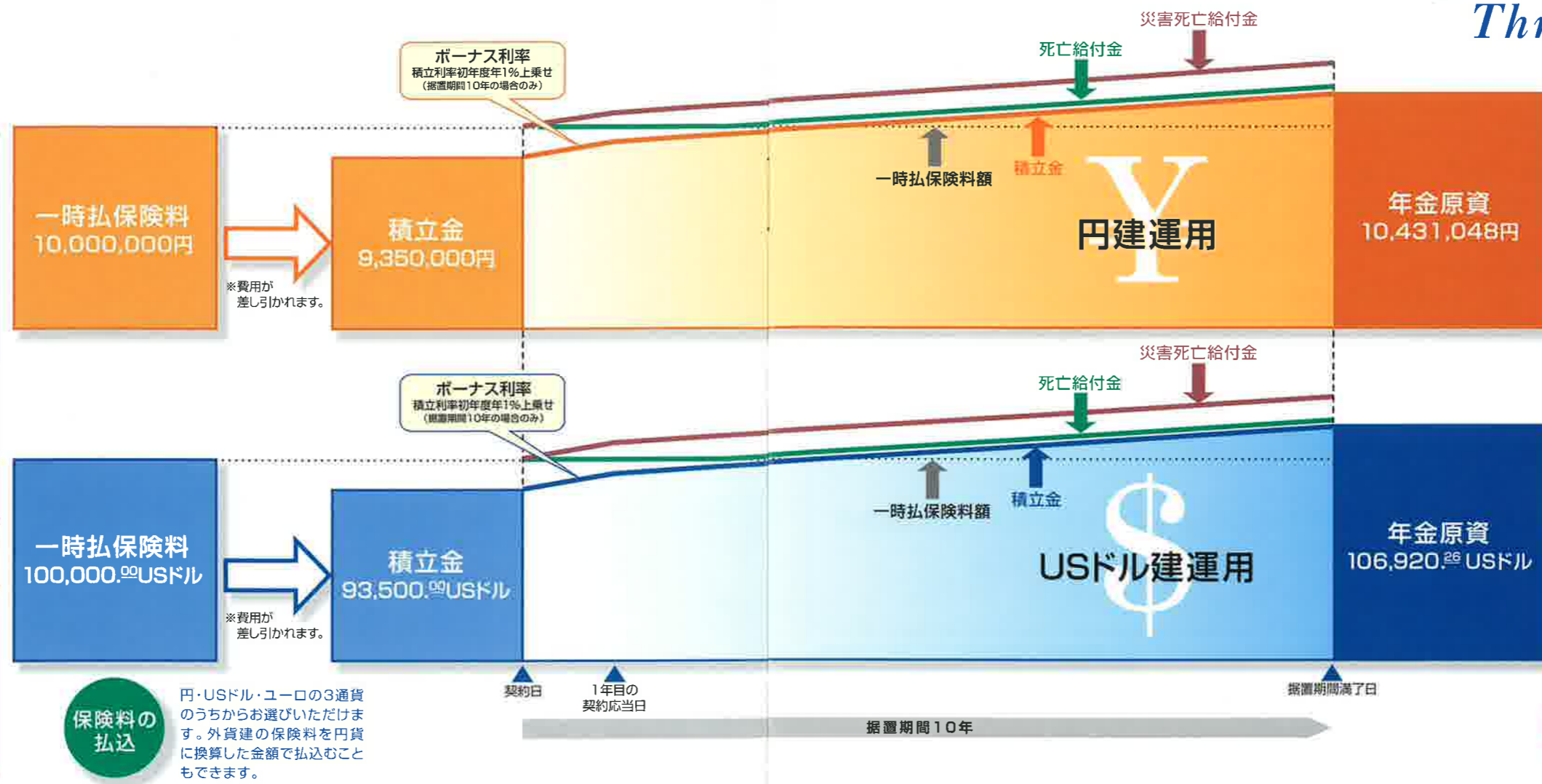
### 【しくみ図】

- 被保険者(契約者) / 50歳男性
- 据置期間 / 10年
- 積立利率保証期間 / 10年
- 積立利率\*1 /
  - 円建:年1.00%(初年度年2.00%)
  - USD建:年1.25%(初年度年2.25%)
  - ともに最低保証利率
- 実質利率 /
  - 円建:年0.42%\*2
  - USD建:年0.67%\*2
- 一時払保険料 /
  - 1,000万円、100,000USD
- 年金受取方法 /
  - 保証金額付終身年金

\*1 実際には市場環境を考慮した積立利率となります。  
\*2 小数点第3位以下を切り捨てています。

**据置期間とは**  
契約日から年金開始日の前日までの期間のことです。ただし、年金開始日の繰延べが行われた場合は、繰延べ前の年金開始日の前日までの期間となります(年金開始日の繰延べについては8ページをご参照ください)。

**積立利率保証期間とは**  
一定の積立利率が保証される期間のことです。



表示している年金原資は、最低保証利率により計算されています。実際には、市場環境を考慮した積立利率が適用された数値となります。

※積立金は日単位で増加しますので、加入時期によっては、うるう年の影響から表示している年金原資と異なる場合があります。



それぞれの通貨でお受けいただけます。円建年金移行特別を適用することにより、外貨建の年金を円でお受けいただくこともできます。(11ページをご参照ください)

### 世界の通貨をラインナップ

スリー スターズでご用意した通貨は円・USD・ユーロの3つのラインナップ。ひとつの通貨をお選びいただくことも複数の通貨を組み合わせることも可能です(詳しくは5ページをご参照ください)。

### 固定利率による安定運用

積立利率保証期間中、積立金(一時払保険料から所定の費用が控除されたもの)は一定の市場環境を考慮した積立利率で運用されます。積立利率は毎月15日と末日にその時点の上で決定し、ご案内しております(現時点での利率の確認方法は11ページをご参照ください)。

### 円貨でのお払込みも可能

外貨建の保険料も、円換算入金特約の付加により、円貨に換算した金額でお払込みが可能です。

### 保証金額付終身年金

「保証金額付終身年金」とは、一生にわたって年金を受取ることができる上、年金原資相当額の支払いが保証されている年金種類のことです。年金受取総額が年金原資相当額に満たないまま被保険者がお亡くなりの際は、差額を一括してお支払いします(詳しくは9ページをご参照ください)。

#### ご契約

- 契約年齢: 0~80歳(満年齢)
- 契約時の据置期間:
  - 円建の場合: 10年
  - 外貨建の場合: 5年・7年・10年
- 保険料の払込方法: 一時払のみ
- 一時払保険料: 保険料の範囲は下記のとおりになります。(100USD、100ユーロ、10,000円単位となります)
 

通貨	最低	最高
USD	10,000USD	5億円(相当額)
ユーロ	10,000ユーロ	5億円(相当額)
円	1,000,000円	5億円(相当額)

※最高保険料は契約日が属する年度の所定の通貨を替レートを用いて円換算します。

#### 積立利率

- 積立利率とは: この保険の資産である積立金(一時払保険料から所定の費用が控除されたもの)に付する利率を「積立利率」といいます。積立利率は据置期間中の積立利率保証期間及び通貨に応じて異なりますが、据置期間中、年1.25%(円建の場合は年1.0%)の最低保証があります(ただし積立利率保証期間3年の場合は年0.25%(円建の場合は年0.1%)を最低保証いたします)。
- 初年度のボーナス利率: 初年度の積立利率に年1%の上乗せをいたします。
- 費用率: お払込みいただいた保険料の積立金に、一時払保険料から必要な費用を差し引くとして積み立てられます。
- 実質利率とは: 一時払保険料をもとに当該据置期間満了時の積立金を計算した年換算利率(年複利)のことをいいます。

据置期間	費用率(一時払保険料に対する割合)
10年	6.5%
7年	5.0%
5年	4.0%

#### 円換算入金特約

- 円換算基準日: 払込日
- 円換算入金特約用レート: AIGスター生命所定のレート。ただし、AIGスター生命が指標として指定する金融機関のTTSを上限とします。

※円換算入金特約用レートの確認方法は11ページをご参照ください。

#### 年金受取

- 年金受取: 年金開始日の前日末の積立金額に基づいて年金額が決定されます。また、以下の種類からお好きな方法で年金を受取れます。一括で受取ることもできます。
- 年金受取方法: 次の4種類からお選びいただけます。
  - 確定年金
  - 保証期間付終身年金
  - 保証期間付夫婦年金
  - 保証金額付終身年金

※詳しくは9ページをご参照ください。

お客様の多様なニーズに合わせてさまざまな契約パターンが実現できます。

ユニットシステム

複数の契約を1つにまとめ、一括してご加入いただけるシステムをユニットシステムと  
いいます(1つ1つの契約をユニットといいます)。

これにより、1枚の申込書で複数の通貨・期間・受取方法を組み合わせることができ、  
1枚の保険証券で複数の契約を管理することができます。

- ※ユニット(契約)毎の最低保険料は10,000USD/10,000ユーロ/1,000,000円です。
- ※1回のお申込みで最大10ユニットまで設定可能です。
- ※通貨、据置期間・積立利率保証期間および年金受取方法を全て同一とする複数のユニットのお申込みはできません。

ユニットシステムの魅力 ①

「通貨の分散」

ご契約時に、ユニット毎に円、USD、ユーロの3種類の通貨から、お好みの通貨を選択いただくことができます。これにより、  
それぞれの通貨の強みを活かした分散投資が可能となります。

利点 → お客様の夢を実現するための資産を形成する手段として、円と好金利の外貨といった複数の  
通貨を組み合わせ設定ができます。

ユニットシステムの魅力 ②

「期間の分散」

ご契約時に、ユニット毎に据置期間を5年・7年・10年からそれぞれ選択して、期間を分散できます。これにより、ライフプランに  
合わせた設定が可能となります。

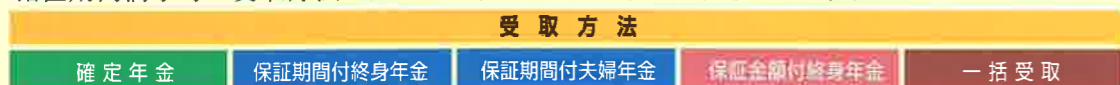
※円建の場合は、据置期間・積立利率保証期間は10年のみとなります。

利点 → 年金(原資)の受取時期をご夫婦の記念旅行、三世旅行、お子さまやお孫さまの海外留学・  
海外学費といったさまざまなイベントに合わせて設定できます。

ユニットシステムの魅力 ③

「受取方法の分散」

据置期間満了時の受取方法を、ユニット毎に以下の方法から選択できます。



※詳しくは9ページをご参照ください。

利点 → 公的年金の上乗せ、海外移住、生涯学習など、将来の豊かなライフプランのご計画に合わせて  
受取方法を組み合わせることができます。

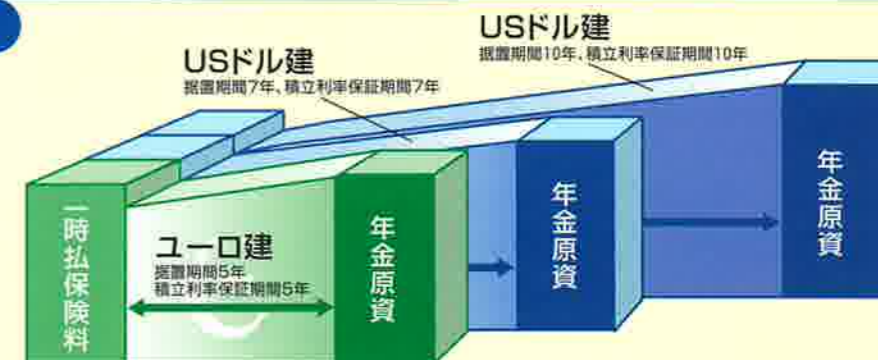
単一通貨でのご契約例



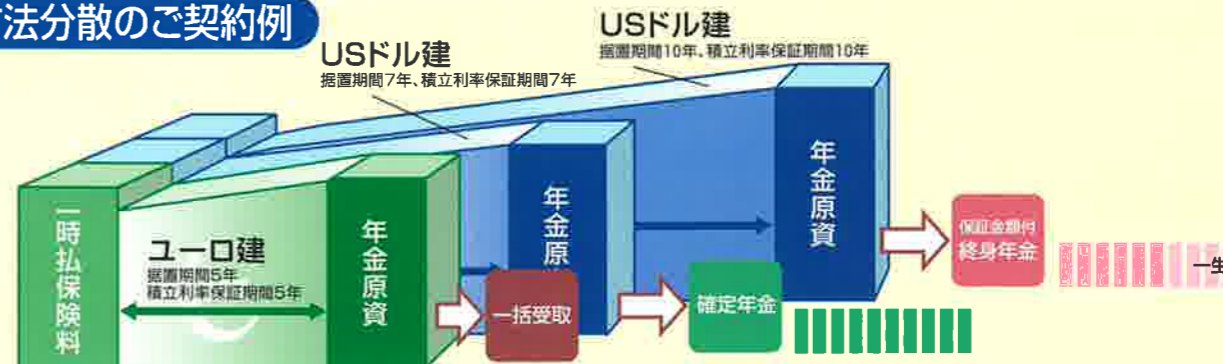
通貨分散のご契約例



期間分散のご契約例



受取方法分散のご契約例



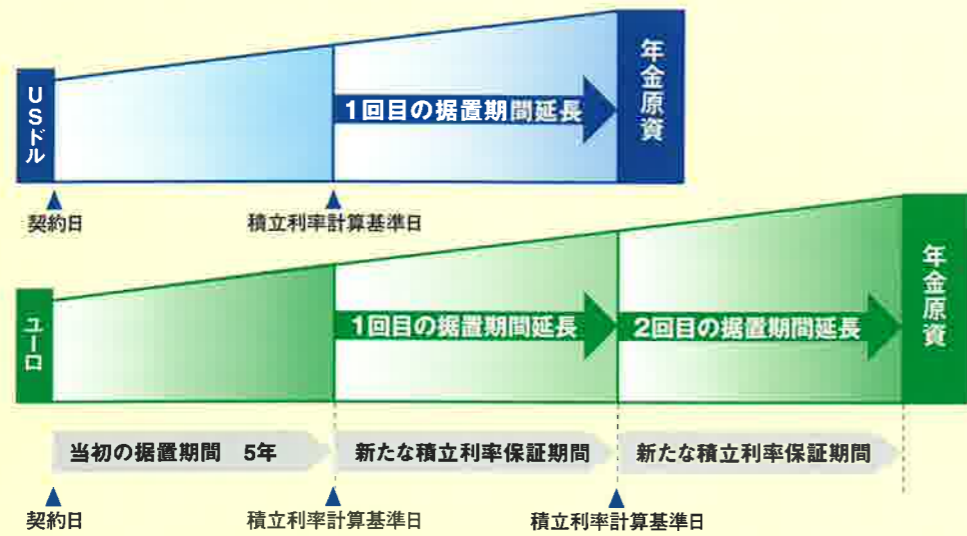
# ご加入後もお客さまのご希望により自在性を活かすことも可能です。

## 据置期間の延長

- 最長40年かつ被保険者の年齢が90歳までの範囲内で、ユニット毎に据置期間の延長（年金開始日の繰下げ）を行うことができます。この場合、積立利率保証期間は3年・5年・7年・10年の中から新たな積立利率保証期間を選択いただけます（ただし、積立利率計算基準日にAIGスター生命が取扱っている積立利率保証期間に限りです）。
- 年金開始日以後および年金開始日の繰延べ期間中は、据置期間の延長はできません。

### ■ 据置期間延長のイメージ図

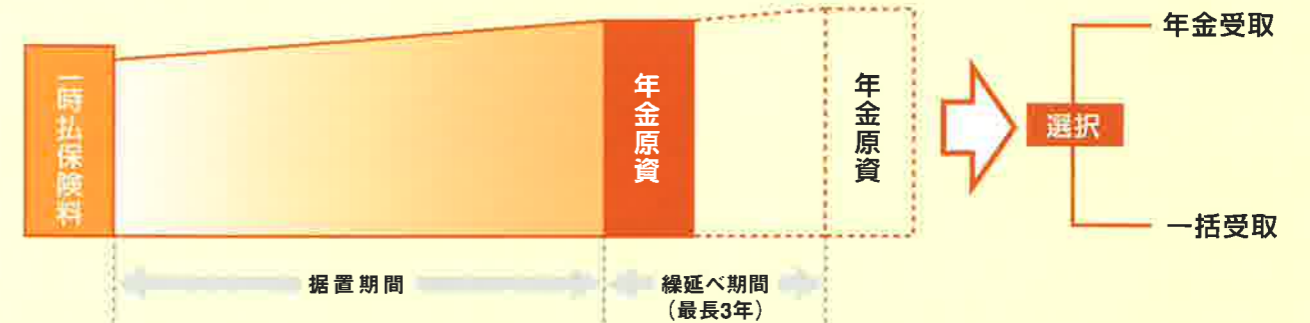
※契約時の据置期間5年、積立利率保証期間5年の例



## 年金開始日の繰延べ

- 据置期間満了後3年以内に限り、年金開始日の繰延べを行うことができます。繰延べ期間中はいつでも年金支払を開始することができます（被保険者の年齢が90歳までとなります）。
- ユニット毎に年金開始日の繰延べを行うことができますので、同一の据置期間でもユニット毎で異なる年金開始日とすることができます。

### ■ 年金開始日の繰延べのイメージ図



※ 繰延べ期間中に積立金に対して最低保証される利率は年0.25%です（円建の場合は年0.1%です）。  
 ※ 繰延べ期間中に被保険者に万一のことがあった場合（災害死亡を含む）、積立金相当額をお支払いします。

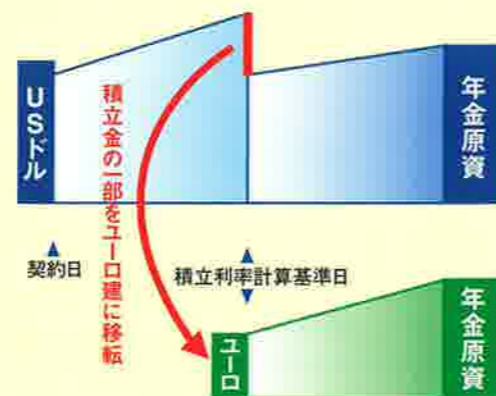
## 積立金移転

- 積立利率計算基準日（積立利率の更改日）に、積立金の全部または一部を移転することができます。
  - ◆ 移転前の契約と異なる通貨、積立利率保証期間、年金受取方法とすることができます。
  - ◆ 同一通貨に移転し、異なる積立利率保証期間、年金受取方法とすることもできます。
  - ◆ 1つのユニットから2つ以上のユニットに移転することもできます。
  - ◆ 他のユニットと通貨、据置期間、積立利率保証期間、年金受取方法を全て同一として移転する場合、他のユニットに上乗せになります。
- 積立金移転の際に解約控除および市場価格調整は行われません。

※ 積立金の移転を行った場合もユニット数は最大で10ユニットです。  
 ※ 積立金を移転する場合には、移転後の各ユニットの積立金は3,000USD/3,000ユーロ/300,000円を下回らないこと、かつ、移転後の各ユニットの年金額が1,000USD/1,000ユーロ/100,000円を下回らないこと、または移転後のユニットの積立金を0USD/0ユーロ/0円とすることが必要となります。なお、移転単位は1セント/1ユーロセント/1円です。

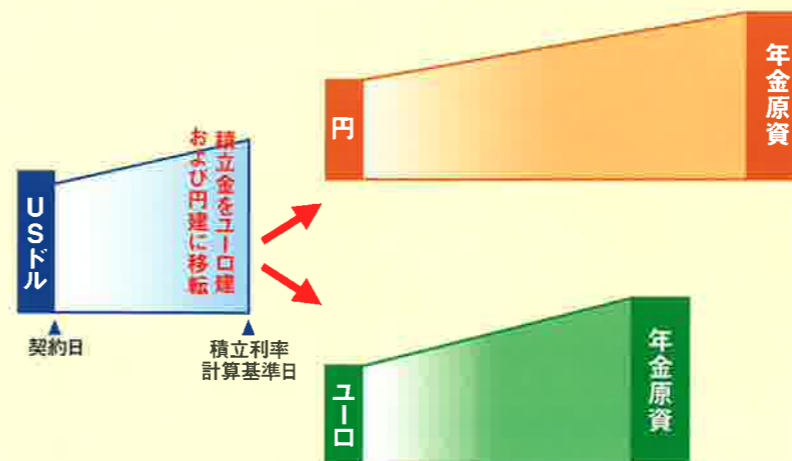
### ■ 積立金移転のイメージ図Ⅰ

◎ 積立金の一部を新しいユニットに移転する場合のイメージ図



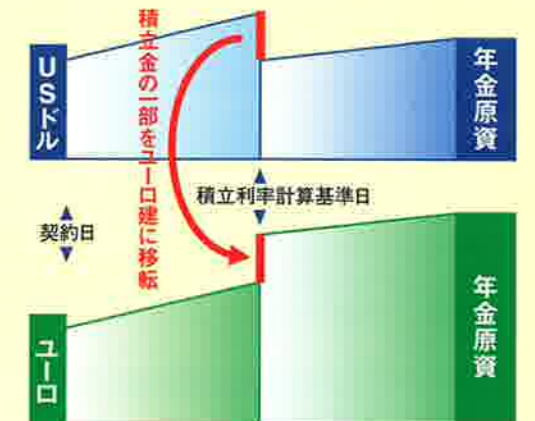
### ■ 積立金移転のイメージ図Ⅱ

◎ 2つ以上のユニットに移転する場合のイメージ図



### ■ 積立金移転のイメージ図Ⅲ

◎ 他のユニットに上乗せとなる場合のイメージ図



## 年金の種類と受取方法

ライフプランに応じて、各ユニット毎に受取方法を選択できます。なお、原則として受取通貨は据置期間中の通貨となります(外貨をご選択の場合、円建年金移行特別の適用により、円貨で受取することもできます)。

### 確定年金

選択いただいた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間中に被保険者がお亡くなりの方は未払年金の現価を一括してお支払いします。

〈年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択〉

### 保証期間付終身年金

被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。支払期間には保証期間があり、この期間中に被保険者がお亡くなりの方は保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします(年金受取開始後、早期にお亡くなりの方、受取総額が年金原資額を下回ることがあります)。

〈保証期間:5年・10年・15年・20年から選択〉

### 保証期間付夫婦年金

ご夫婦どちらかが生存されている限り、年金をお支払いします。支払期間には保証期間があり、この期間中にご夫婦ともにお亡くなりの方は保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします(年金受取開始後、早期にお亡くなりの方、受取総額が年金原資額を下回ることがあります)。

〈保証期間:5年・10年・15年・20年から選択〉

### 保証金額付終身年金

被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。年金原資相当額の支払いが保証されており、年金受取総額がこの額に満たないまま被保険者がお亡くなりの方は、差額を一括してお支払いします。

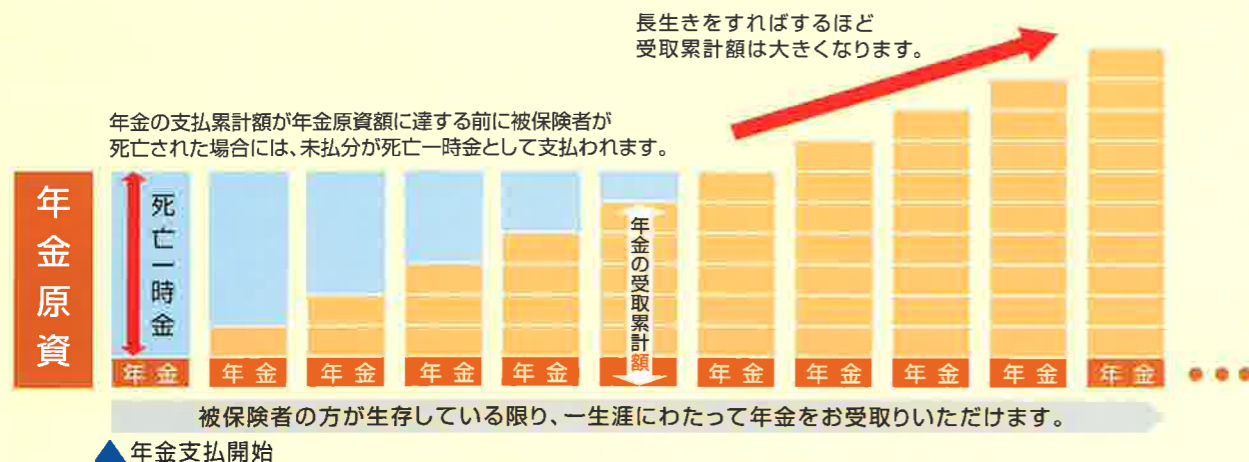
〈保証金額:年金原資相当額〉

## 年金でのお受取りに代えて、年金原資を一括でお受取りいただくこともできます。

- ◆年金額は、年金開始日の前日末の積立金および年金開始日において適用される予定利率等により計算されます。年金開始後は、年1回の年金受取時に費用(年金額の1.0%)が積立金から控除されます。なお、年金証書等に記載される年金額はこの費用を考慮した後の金額です。
- ◆年金受取時にかかる費用の関係上、年金開始日に適用される予定利率によっては、5年確定年金の場合、年金受取総額が年金原資額を下回ることがあります。
- ◆実際の年金額は年金開始時にご提示いたしますので、再度ご確認ください。なお、受取方法は年金開始前であれば変更することも可能です。
- ◆年金受取開始後は年金種類などを変更することができません。
- ◆保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上(かつ保証期間付夫婦年金については夫婦の年齢差が±15歳以内)の場合のみ選択いただけます。なお、ご契約時には保証期間付夫婦年金を選択することはできません。
- ◆ご契約時、年金額が1,000USドル/1,000ユーロ/100,000円に満たない年金種類は選択できません。その場合には他の年金種類を選択いただくか、一時払保険料を増やして、年金額が1,000USドル/1,000ユーロ/100,000円以上となるようにお申込みください。
- ◆年金支払期間および保証期間の満了時における被保険者の年齢は105歳を超えることはできません。
- ◆同一の被保険者で通算された無配当積立利率変動型一時払年金保険(米ドル建・ユーロ建・円建)の年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となります(外貨建の場合は、年金開始日が属する年度の所定の通算為替レートをを用いて円換算します)。3,000万円を超える部分の年金原資相当額は、一時金としてお支払いいたします。

## ■保証金額付終身年金のイメージ図

※図はイメージであり、実際のお受取額や期間を反映したものではありません。



## 万一の場合の保障機能

据置期間中および年金支払期間中に被保険者に万一のことがあった場合、死亡給付金等がご遺族等に支払われます。また、「年金支払特約」を付加すれば、一時金に代えて、年金として受取ることができます。

### ■据置期間中の病気死亡時

各ユニット毎に死亡時の積立金相当額、解約返戻金額または一時払保険料のうち最も大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

### ■据置期間中の不慮の事故等による死亡時

各ユニット毎に死亡時の積立金額の110%相当額、解約返戻金額または一時払保険料のうち最も大きい金額を災害死亡給付金としてお支払いします。

### ■年金開始日以後の死亡時

死亡一時金をお支払いします。「年金の種類と受取方法」(9ページ)をご参照ください。

## 年金支払特約

万一の場合、ご遺族等が「年金資産」を引き継ぐこともできます。「年金支払特約」を付加すれば、被保険者がお亡くなりになったとき、死亡給付金・死亡一時金を、年金として受取ることができます。

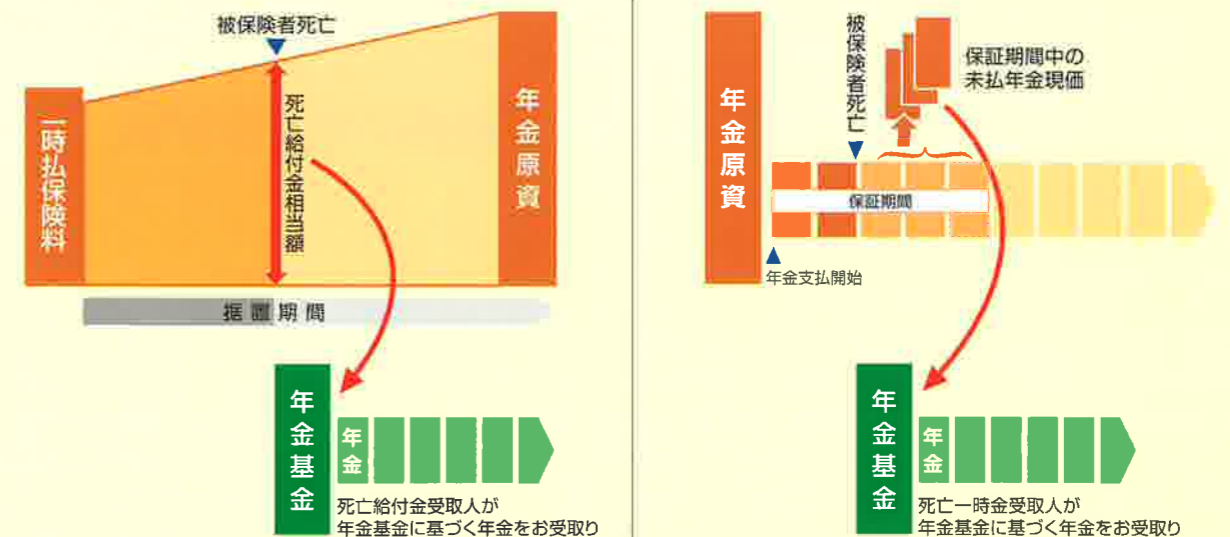
### ●据置期間中の死亡

据置期間中に被保険者がお亡くなりの方、死亡給付金(または災害死亡給付金)として一括でお受取りになることに代えて、死亡給付金(または災害死亡給付金)相当額を原資(年金基金)とした年金を、死亡給付金受取人がお受取りいただけます。

### ●年金開始日以後の死亡

年金開始日以後に被保険者がお亡くなりになり、死亡一時金が支払われる場合、死亡一時金として一括でお受取りになることに代え、死亡一時金を原資(年金基金)とした年金を、死亡一時金受取人がお受取りいただけます。

## ■「年金支払特約」のイメージ図



### 【年金基金に基づく年金について】

- ◆お選びいただける年金種類、年金支払期間中の費用、年金開始日における被保険者の年齢範囲および最低年金額等は、9ページの「年金の種類と受取方法」に準じます。
- ◆据置期間中の通貨が外貨の場合、年金は外貨でも円貨(円建年金支払特別を適用した場合)でもお受取りいただけます。円貨でお受取りになる場合の年金額は、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日のAIGスター生命所定の為替レートにより計算されます。
- ◆死亡給付金(または災害死亡給付金)または死亡一時金のうち、一部を一括で受取り、残りを年金でお受取りいただけます。ただし死亡一時金の場合、年金は円貨でお受取りいただけますが、一括部分は年金支払期間中の通貨でのお受取りとなります。

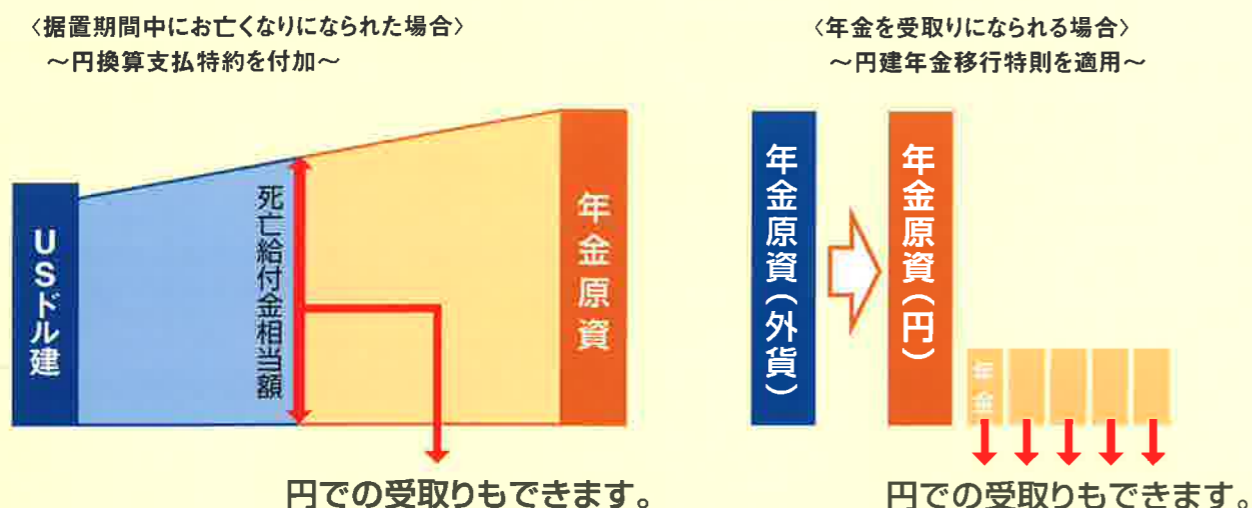
## 外貨建の契約の場合でも円で受取ることができます。

**円換算支払特約** 解約返戻金・死亡給付金・災害死亡給付金を円で受取ることができます。

**円建年金移行特約** 年金を円で受取ることができます(円での一括受取も可能です)。

- 円換算支払特約の付加もしくは円建年金移行特約の適用により、外貨での受取口座開設は不要となります。
  - 円でお受取りの場合、外国為替相場の影響により、受取額が一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。
- ※円貨との換算レートについては、14ページの「各種お取扱い」をご参照ください。

### ■「円換算支払特約」、「円建年金移行特約」のイメージ図



- ◆円換算支払特約は解約返戻金にも適用可能です。
- ◆円換算支払特約は死亡給付金もしくは解約返戻金の受取人からの申し出により付加されます。
- ◆円建年金移行特約は年金受取人からの申し出により適用されます。
- ◆円建年金移行特約は年金開始日以後は適用できません。
- ◆年金開始後の死亡一時金については年金開始時に円建年金移行特約を適用していれば、円貨で受取れます。

## 積立利率と為替レートは以下の方法でご確認いただけます。

### ■お電話で

AIGスター生命 ファイナンシャルサービスセンター  
年金専用フリーダイヤル

**0120-887-987**

●オペレーター受付時間：月曜日～金曜日(祝日および12月31日～1月3日を除きます。) 9時～18時

●自動音声/ファックスサービス受付時間：24時間365日

- スリー スターズに関する為替レート、積立利率について上記の専用フリーダイヤルにてご確認ください。
- 積立利率は毎月15日と末日(同日が土・日曜日、祝日または年末の場合には前営業日)に公開され、翌営業日のご契約から適用されます。

## ご契約時にかかる費用

お申込みいただいた一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用を差し引いたものが積立金として積み立てられます。

据置期間	費用率(一時払保険料に対する割合)
10年	6.5%
7年	5.0%
5年	4.0%

## 年金支払期間中の費用

年金受取開始以後、年1回の年金受取時に費用(年金額の1.0%)を積立金から控除します。

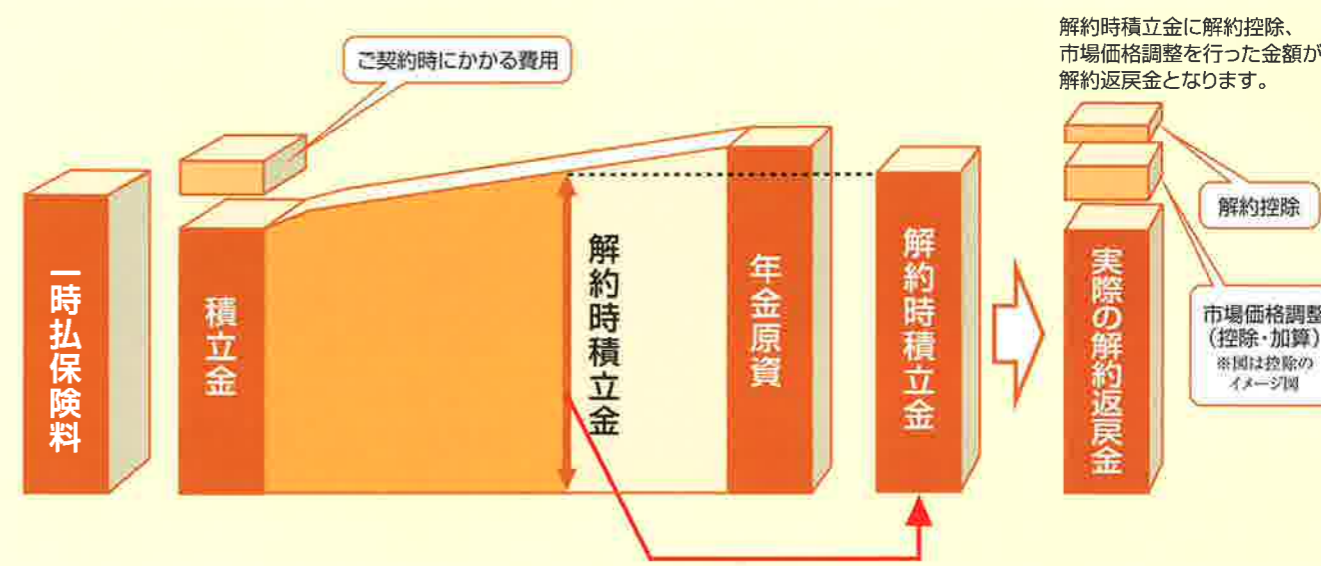
## 解約

年金開始日以前に限り解約の取扱いができます。解約時には積立金から下記の①②により算出した額を差し引いた金額が解約返戻金として支払われます(解約返戻金が一時払保険料を下回ることもあります)。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金の計算日の積立金額} \times (1 - \text{下記①の解約控除率} - \text{下記②の市場価格調整率})$$

なお、解約返戻金は各ユニットそれぞれについて計算を行います。

### ■解約時期や市場金利に応じて、解約返戻金額が変動します。



#### ①解約控除率

契約時に定めた据置期間中に解約した場合、右記解約控除率が適用されます。

※契約時に定めた据置期間以降の解約控除率はゼロとなります。

据置期間	解約控除率(積立金に対する割合)
10年	1.75%
7年・5年	0.75%

※解約時点の積立金に上記解約控除率を乗じた金額を積立金から差し引きます。

#### ②市場価格調整率

解約時点の運用資産(債券等)の価値を解約返戻金に反映させるもので、経過期間と市場金利動向により、-20%～+20%の範囲内で変動します(ただし、積立利率計算基準日に解約された場合、市場価格調整は行いません)。

※「ご契約のしおり・約款」にて、計算例を含めた市場価格調整の詳細な説明を行っておりますのでご参照ください。

### ■ご解約は、解約控除に加えて、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご確認ください。

- 解約返戻金額は、各ユニットそれぞれで①②をあわせて解約時の積立金の-21.75%～+20%の範囲内で変動します。
- 円換算支払特約を付加した場合は、AIGスター生命所定の円換算レートで円貨に換算されます。その際には、解約時における外国為替相場により受取円貨額が変動し、結果として一時払保険料円換算額を下回る場合がありますのでご注意ください。



## 税務のお取扱い

■保険料払込時 生命保険料控除の対象となります。

■解約返戻金(円貨に換算して差益のある場合)

1. 確定年金を選択し5年以内に解約した場合 解約差益の20%が源泉分離課税の対象となります。
2. 上記1以外の場合 解約差益をもとに計算された一時所得が、所得税・住民税の課税対象となります。

■据置期間中の死亡時

1. 被保険者が死亡した場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金を受取った場合の税金	年金支払特約を付加し年金を受取った場合の税金の種類
A	A	配偶者など相続人	相続税*1	・年金受給権の権利評価額についての相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	A	相続人以外の受取人	相続税	・年金受給権の権利評価額についての相続税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	A(契約者本人)	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	C(契約者でも被保険者でもない人)	贈与税	・年金受給権の権利評価額についての贈与税*2 ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税

\*1 他の保険契約とあわせて、死亡給付金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。 \*2 死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限りです。

2. 被保険者ではない契約者が死亡した場合

生命保険契約を相続した人に対して、生命保険契約に関する権利の評価額について、相続税が課税されます。

3. 被保険者ではない年金受取人が死亡した場合

新たに年金受取人を定めるだけで課税関係は生じません。

■年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が 同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税
	年金の一括受取時	確定年金 保証金額付終身年金
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金
契約者と年金受取人が 異なる場合	年金の支払開始時	贈与税
	毎年の年金受取時	所得税(雑所得)+住民税

■年金開始日以後の死亡時

1. 被保険者が死亡した場合

年金支払期間中・保証期間中等の死亡により、死亡一時金または年金支払特約を付加し、年金を受取った場合、契約形態により、以下のように課税されます。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	死亡一時金を受取った場合の税金の種類	年金支払特約を付加し、年金を受取った場合の税金の種類
A	A	A	B	相続税	・年金受給権の権利評価額について相続税* ・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税
A	B	A	A	所得税(一時所得)+住民税	・毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税

\*死亡時以前より年金支払特約を付加していた場合に限りです。

2. 被保険者ではない年金受取人が死亡した場合

新たに年金受取人となった人に対して、年金受給権の権利評価額について相続税が課税され、毎年の年金について所得税(雑所得)+住民税が課税されます。

■外貨で授受を行った場合の評価について

当年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じとなります。右の基準により外貨を円貨に換算した上で、従来の円建生命保険契約と同等に取扱います。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	換算日最終の対顧客電信売相場
年金	年金支払日	換算日最終の対顧客電信買相場
解約返戻金	解約効力発生日	
死亡給付金	支払事由発生日	

\*円換算支払特約を付加、または円建年金移行特則を適用した場合、年金、解約返戻金、および死亡給付金等はAIGスター生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

\*受取額は、円換算額で課税され、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料額を下回る場合があります。

\*確定年金を選択し、契約時より5年以内に解約した場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。

\*上記のお取扱いは2005年4月現在のものであり、将来的に変更される可能性があります。詳細は所轄税務署等にご確認ください。

## 各種お取扱い

〈主契約部分〉

契約者	日本に居住する個人の方(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
被保険者*1	契約年齢(満年齢)が0歳から80歳の方
告知	職業告知のみ
年金受取人	契約者または被保険者(米国籍または米国永住権をお持ちの方を除く)
保険料払込方法	一時払のみ
最低一時払保険料	10,000USD/10,000ユーロ/1,000,000円 ※一通貨のみの選択も可
最高一時払保険料*2 (円換算)	500,000,000円 ※外貨建一時払保険料については、契約日が属する年度のAIGスター生命所定の通算為替レートをを用いて円に換算した金額で通算します。
最低年金額	1,000USD/1,000ユーロ/100,000円 ※この額に満たない年金種類は選択できません。
クーリング・オフ	お申込みの撤回をすることはできません。
据置期間	5年、7年または10年(円建は、10年のみ)

ご契約時にかかる費用

お申込みいただいた一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用を差し引いたものが積立金として積み立てられます。

据置期間	費用率(一時払保険料に対する割合)
10年	6.5%
7年	5.0%
5年	4.0%

死亡給付金	積立金相当額、解約返戻金額または一時払保険料のうち大きい金額
災害死亡給付金	積立金の110%相当額、解約返戻金額または一時払保険料のうち大きい金額

〈主な特約・制度〉

円換算入金特約	外貨建の保険料を、円貨に換算した金額でのお払込みが可能です。 〈円換算基準日〉 払込日 〈円換算レート〉 AIGスター生命所定のレート。 ※払込日は、AIGスター生命が一時払保険料等の着金を確認した日をいいます。ただし、AIGスター生命が指標として指定する金融機関のTTSを上限とします。
円換算支払特約	死亡給付金、災害死亡給付金、解約返戻金を円貨でお受けいただけます。換算レートは以下のとおりです。
円建年金移行特則	年金を円貨でお受けいただけます。換算レートは以下のとおりです。

円貨でお受取りの場合の換算レート

	円換算基準日	円換算レート
死亡給付金、災害死亡給付金、解約返戻金	所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した日の翌営業日	AIGスター生命所定のレート (AIGスター生命が指標として指定する金融機関のTTSを下限)
年金	年金開始日の2営業日前 ただし、年金開始日の2営業日前以後に、所定の書類がAIGスター生命の本店に到着した場合は、到着した日の翌営業日	

積立金移転特約	積立利率計算基準日に積立金を移転することができます。
据置期間の延長	最長40年かつ90歳までの範囲内で据置期間の延長ができます(延長時の積立利率保証期間は、3/5/7/10年から選択*3)。
年金開始日の繰延べ	据置期間満了後、最長3年かつ90歳までの範囲内で、年金開始日の繰延べを行うことができます。
年金支払特約	死亡給付金、災害死亡給付金、死亡一時金をご遺族などが年金として受取ることができます。
解約・減額*4	据置期間中に一定額を控除し解約・減額を行うことができます。

解約・減額の際にご注意いただく事項

据置期間中に解約・減額を行う場合には以下の控除率が適用されます。

【解約控除率】 契約時の据置期間に応じ、積立金額に対して右表のとおりとなります。

※契約時に定めた据置期間中、一定です。

※契約時に定めた据置期間以降の解約控除率はゼロとなります。

【市場価格調整率】 経過期間や市場金利動向により、±20%の範囲内で変動します。

据置期間	解約控除率 (積立金に対する割合)
10年	1.75%
7年・5年	0.75%

〈年金種類と受取方法〉 \*年金受取に代えて一括受取も可能です。

年金の種類等*5	確定年金(年金支払期間5/10/15/20/25/30/35/40年)
	保証期間付終身年金(保証期間5/10/15/20年)
	保証期間付夫婦年金(保証期間5/10/15/20年)
	保証金額付終身年金

年金支払期間中の費用

年金受取開始以後、年1回の年金受取時に費用(年金額の1.0%)を積立金から控除します。

\*1 契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

\*2 同一の被保険者について、複数のAIGスター生命の無配当積立利率変動型一時払年金保険(米ドル建・ユーロ建・円建)契約があるときは、すべての一時払保険料円換算額(AIGスター生命所定の通算為替レートを使用)を通算して5億円を超えることはできません。

\*3 積立利率計算基準日にAIGスター生命が取扱っている範囲内に限りです。

\*4 減額後の積立金額は、3,000USD/3,000ユーロ/300,000円以上である必要があります。

\*5 保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金および保証金額付終身年金は、年金開始日の被保険者年齢が40歳以上の場合のみ選択可能です。また保証期間付夫婦年金は、配偶者の年齢が被保険者の年齢の±15歳以内の場合に選択可能です。